平成２５年（フ）第２０４号
北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目２番22号
債務者　田中めぐみ（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１０号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番21号
債務者　庄子　敏昭
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９号
北海道樺戸郡新十津川町字花月９番地３
債務者　佐藤　英二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
盛岡市南仙北２丁目15番20号　ホームかつら６号
債務者　村里　雄仁
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７０号
岩手県北上市大堤南３丁目13番12―406号　ビッグサン大堤
債務者　田村　留美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５０号
福島県喜多方市岩月町宮津字中田付2807番地、前住所東京都練馬区豊玉中１丁目38番７号　ベルゼⅡ203
債務者　大竹　宏明
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
神奈川県平塚市中里22番21号　エスポワールＢ―201
債務者　小河原美保
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９号
新潟県新発田市金山1449番地
債務者　椿田　耕一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第６０号
新潟県新発田市新栄町２丁目11番22号　バンビ306号室、住民票上の住所新潟県新発田市金塚358番地
債務者　鹿島　正一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２０７号
愛知県一宮市多加木３丁目13番16号　安江コーポ・ケ号
債務者　古橋　吉明
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３８号
愛知県犬山市字中小針８番地　ひまわりアパート207
債務者　斯波　真希
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８５号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地　県住２―205
債務者　西田　文雄
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１６７号
香川県高松市太田下町1671番地１　フレグランス藤ノ木Ｂ棟101号室
債務者　橋本すずか（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１７５号
香川県高松市木太町2519番地６
債務者　土居　壽子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２８号
香川県三豊市高瀬町新名992番地１
債務者　石川富美代
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２０３号
沖縄県那覇市字小禄1431番地１　レイクビュークィーン306
債務者　川上　由佳
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３１号
沖縄県糸満市西崎町３丁目19番地　大城マンション401号
債務者　池原　暢敏
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部